

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
について

(諮問第3182号)

<目 次>

1	報告書		1
2	答申書（案）		12
3	改正概要		13

令和6年7月24日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会

部会長 山下 東子 殿

ユニバーサルサービス委員会

主 査 関 口 博 正

報 告 書

令和6年6月13日付け諮問第3182号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別紙1のとおりである。
- 2 本件、諮問された電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案については、別紙2のとおり修正を加えた上で改正することが適当と認められる。

以上

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案に対する意見及びその考え方

■意見募集期間：令和6年6月14日（金）から同年7月16日（火）まで

■案件番号：145210313

■意見提出数：5件（法人・団体：1件、個人：4件）

■意見提出者：以下のとおり

受付	意見提出者
1	中部テレコミュニケーション株式会社
2	個人A
3	個人B
4	個人C
（審議会への必要的諮問事項以外に係るもの）	
5	個人D

■ 未整備地域等の区域指定の特例について

意 見	考え方	案の修正
(意見1) ・新設する第40条の8の3の2の第1号には「…一の電気通信事業者が第四十条の六の二第二項に規定する割合を超え、その状態で…第二号基礎的電気通信役務を提供していること」とあるが、第40条の6の2第2項の「割合」は電気通信回線設備の規模に係る「割合」であり、電気通信事業者の「割合」ではないから、条文として整合しない。「…一の電気通信事業者が第四十条の六の二第二項に規定する割合を超える電気通信回線設備を設置し、その状態で…」等とすべきである。 【個人A】	(意見1に対する考え方) 御指摘のあった電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」と言います。)第40条の6の2第2項においては、「電気通信回線設備の規模をいい、その規模として定める割合」と規定されていることから、原案の「一の電気通信事業者が第四十条の六の二第二項に規定する割合を超え」は電気通信事業者の「割合」を規定するものではないことは明確であるため、修正の必要はないと考えます。	無
(意見2) ・新設する第40条の8の3の2の第2号には「当該単位区域において設置される同号に定める電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から他の電気通信事業者に変更され、」とあるが、「地方公共団体」が「電気通信事業者」であるとは限らない。(IRU契約による場合、電気通信回線設備の所有者が電気通信事業者である必要はない。)その場合、この条文は整合せず、例えば「地方公共団体から他の者(電気通信事業者である者に限る。)」に…」等とすべきである。 【個人A】	(意見2に対する考え方) 本件電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案による改正後の施行規則(以下「新施行規則案」と言います。)第40条の8の3の2第2号は、公設設備の民間移行を促進する観点から、電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から電気通信事業者(民間事業者を想定し、地方公共団体を除く。)に変更された場合であっても、引き続き施行規則第40条の8の5第2項第2号に該当するものとみなして新施行規則案第40条の8の3の規定を適用する場合を規定するものです。この観点及び御指摘を踏まえれば、次のとおり整理し、規定を分かりやすくすることが適当と考えます。なお、附則改正規定案の第2条の該当部分も同様にすることが適当と考えます。 二 第四十条の八の五第二項第二号に定める場合に該当しなくなったとき 当該単位区域において設置される同号に定める電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から他の電気通信事業者(地方公共団体を除く。)に変更され、当該電気通信事業者が当該単位区域において同号に定める場合に該当しなくなった日以降継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。	有

■ 大幅な赤字額の設定について

意 見	考え方	案の修正
(意見3) 大幅な赤字額の設定の前提となる、町字ごとの一回線当たりのコストについて、入力値の募集・精査を含め、総務省殿が現時点で把握し得る情報を基に試算したとありますが、区域指定後の実態と照らして大きな乖離が生じた場合には必要に応じた試算方法の見直しを行っていただきたいと考えます。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	(意見3に対する考え方) 御指摘の大幅な赤字額の設定については、今般、総務省が、情報通信審議会の本年3月の答申(「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」答申)において、「最終的に国民に負担が転嫁された場合にもその負担が過大なものとならないように配慮され、かつ、適切な見直しも可能な額を総務省令等の中で総務省が設定することが適当」とされたことを踏まえ、設定しようとしているものです。同答申においても、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度の在り方については、「適宜適切に見直しを行っていくことが重要である」とされており、本審議会としてもこれに賛同します。	無
(意見4) 大幅な赤字額の算定について、検討過程が不透明であるため、詳細を明らかにしていただくことを要望します。具体的には以下の点について明らかにすべきです。 1 電話ユニバにおいて上位4.9%としている高コスト地域の基準を上位5%に変更した理由(たかが0.1%の差ではありますが、国民・事業者の負担の高低を左右するものであり、ないがしろにしてはなりません。) 2 累積町字数から高コスト地域を特定する理由(電話ユニバにおいては回線数累積から高コスト地域を特定しており、BBユニバにおいて全く同様のことはできない場合も、例えば、町字の累積を町字毎の回線数の加重により行うことで、類似の対応が可能と考えます。) 【個人B】	(意見4に対する考え方) 高コスト地域の町字を支援区域の上位5%とすることについて、一回線当たりの月額コストが大幅な赤字額を上回る町字については特に第二号基礎的役務の提供に係る費用が大きく、特別支援区域として維持管理費に支援が必要であること、他方で交付金の原資である負担金が最終的に利用者(国民)に転嫁され得ることなどを考慮し、現行の「電話のユニバーサルサービス制度」を参考に設定したものと総務省から諮問時に説明がなされています。 また、高コスト地域の特定に累積町字数を使用することについては、施行規則第40条の8の2第1項の規定に基づく支援区域の指定の単位が町字単位であり、この指定のためには町字ごとの大幅な赤字額の設定が必要であることから、合理的であると考えます。	無

■ その他(省令改正の記載方法について)

意 見	考え方	案の修正
(意見5) 2ページの改正前欄の4行「新設」は「号を加える」のほうがよい。 【個人C】	(意見5に対する考え方) 御指摘の点については、総務省令の改正時における総務省の統一的な記載方法に基づいているものであり、原案のとおりとすることが適当と考えます。	無

■ 審議会への必要的諮問事項以外の事項に係るもの

※次の「考え方」は総務省の考え方

意 見	考 え 方	案の 修正
(意見6) 意見公募要領に添付されている「意見書」の様式には「日本工業規格」によるべきことが記載されているが、現在我が国には「日本工業規格」というものはない。「日本産業規格」である。これにより「意見書」の様式は意味不明となっており、国民等は意見を提出することはできない。意見を提出することができない形で始められた意見募集手続は無効であり、再度実施する必要がある。 【個人D】	(意見6に対する考え方) 御指摘の意見書の様式については、意見公募手続が要式行為ではないことから、異なる様式を用いて提出された意見についても受け付けており、御指摘の部分をもって意見公募手続自体が無効となるものではありません。 なお、いただいた御意見については、今後の意見募集に当たって適切に対応いたします。	無

(以上)

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百七条第二号並びに第一百条の二第一項及び第二項第一号の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間) 第四十条の六の三 法第百七条第二号及び法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める期間は、それぞれ第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日から起算して一年とする。 2 法第百十条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定後最初に第二種交付金が交付される場合において、前項の法第百七条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」とあるのは、「法第百十条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者が当該指定を受けた日」とする。 (一般支援区域の指定等) 第四十条の八の三 総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告(以下この条及び次条において「規模報告」という。)があつた場合において、当該規模報告に係る単位区域が法第百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後五月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。 (特別支援区域の指定等に係る特例) 第四十条の八の三の二 総務大臣は、規模報告に係る単位区域が第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当しなくなつた場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すると認められる間は、次条に規定する方法により算定した額が零を上回り、かつ、法第百十条の二第一項第二号の要件に該当すると認められる限り、引き続きそれぞれ第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当するものとみなして、前条の規定を適用するものとする。 一 第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなつたとき 当該単位区域において、一の電気通信事業者が第四十条の六の二第二項に規定する割合を超え、その状態で第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。 二 第四十条の八の五第二項第二号に定める場合に該当しなくなつたとき 当該単位区域において設置される同号に定める電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から他の電気通信事業者(地方公共団体を除く。)に変更され、当該電気通信事業者が当該単位区域において同号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。 (法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額)	(第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間) 第四十条の六の三 法第百七条第二号及び法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める期間は、一年とする。 〔新設〕 (一般支援区域等の指定等) 第四十条の八の三 総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告があつた場合において、当該報告に係る単位区域が法第百十条の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後五月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。 〔新設〕

第四十条の八の四の二 法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額は、一回線当たり月額一万一千七百九十円とする。 （地理的条件その他の事項及び第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合） 第四十条の八の五 「略」 2 法第百十条の二第二項第一号ロの総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、第四十条の八の四に規定する方法により算定した額が、零を上回り、かつ、前条で定める額を下回るときとする。 「一・二 略」	〔新設〕 （地理的条件その他の事項及び第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合） 第四十の八の五 「同上」 2 法第百十条の二第二項第一号ロの総務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、前条に規定する方法により算定した額が、零を上回り、かつ、法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額を下回るときとする。 「一・二 同上」
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
附則 (施行期日) 第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（次条第五項において「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（次条第一項において「新施行規則」という。）第十四条の第三項の規定は令和五年十月一日から適用し、第四条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第九号の二及び第二十六号並びに様式十、様式十二、様式十三の二、様式十二の三、様式十三及び様式十三の二の規定は報告期限が同年七月一日以降である報告から適用する。 (経過措置) 第二条 この省令の施行の際現に新施行規則四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当する単位区域については、この省令の施行の日の翌日以後最初に当該単位区域がそれぞれ同項第一号又は第二号に該当しなくなった場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すると認められる間は、新施行規則四十条の八の四に規定する方法により算定した額が零を上回り、かつ、法第百十条の二第二項第二号の要件に該当すると認められる場合に限り、当該単位区域は引き続きそれぞれ新施行規則四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当するものとみなす。 一 新施行規則四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなったとき 当該単位区域において、一の電気通信事業者が新施行規則四十条の六の二第二項に規定する割合を超え、その状態で新施行規則四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなった日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。 二 新施行規則四十条の八の五第二項第二号に定める場合に該当しなくなったとき 当該単位区域において設置される同号に定める電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から電気通信事業者（<u>地方公共団体を除く。</u>）に変更され、当該電気通信事業者が当該単位区域において同号に定める場合に該当しなくなった日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。		附則 (施行期日) 第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（次条第五項において「改正法」という。）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行する。ただし、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（次条第一項及び第二項において「新施行規則」という。）第十四条の第三項の規定は令和五年十月一日から適用し、第四条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第一条第二項第九号の二及び第二十六号並びに様式十、様式十二、様式十三の二、様式十二の三、様式十三及び様式十三の二の規定は報告期限が同年七月一日以降である報告から適用する。 (経過措置) 第二条 この省令の施行の際現に新施行規則四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域については、当該単位区域が同号に該当しなくなった場合にあっては、当該単位区域において、電気通信回線設備の規模（新施行規則第十四条の五第一項に規定する電気通信回線設備の規模をいう。）が新施行規則四十条の六の二第二項に規定する規模を超える電気通信事業者の数が一以下であるときに限り、当該単位区域は引き続き同号に該当するものとみなす。 〔新設〕	
備考	表中の「」及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。 3ゝ5 〔略〕	3ゝ5 〔同上〕	2 〓 この省令の施行の際現に新施行規則四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域については、当該単位区域が同号に該当しなくなった場合にあっては、当該単位区域は引き続き同号に該当するものとみなす。

附 則

この省令は、令和六年 月 日から施行する。

情 郵 審 第 * 号
令 和 6 年 7 月 * 日

総 務 大 臣
松 本 剛 明 殿

情報通信行政・郵政行政審議会

会 長 相 田 仁 印

答 申 書 (案)

令和6年6月13日付け諮問第3182号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙1のとおりである。
- 2 本件、諮問された電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案については、別紙2のとおり修正を加えた上で改正することが適当と認められる。

以上

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案 概要

令和6年 6月13日

総務省	総合通信	業務	基盤	省
電基	気盤	信通	事業	局
基	盤	信備	促進	部
				課

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている
 - 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用が増加している
- ※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要

- 一定のブロードバンドサービスを**基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)**に位置付け、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる

- 大規模な事業者※が取得する利用者情報について適正な取扱いを義務付ける
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、利用者に確認の機会を付与する

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務を課す
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における 交付金・負担金の算定等の在り方 検討の経緯

検討の経緯

- 総務省は、令和4年6月に成立した電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）を踏まえて、政令及び総務省令への委任事項である、第二号基礎的電気通信役務の範囲、事業者規律や新たな交付金制度の具体的内容等について、**情報通信審議会等において検討を行い、「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申**（令和5年2月7日。以下「2月答申」という。）を踏まえ、令和5年6月に政令及び省令改正を実施。
- 一方で、交付金・負担金の詳細な算定方法や特別支援区域の指定の基準となる「大幅な赤字額」の設定方法等については、同答申中、更なる検討が適当とされたため、令和5年7月、**「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」**について情報通信審議会へ諮問。
- 同年8月から、ユニバーサルサービス政策委員会及びブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するWG等において検討を進め、令和6年3月、**情報通信審議会答申「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方」**を公表。今回はこの答申を踏まえ、区域指定に関する省令改正を行うもの。

情報通信審議会

電気通信事業政策部会

ユニバーサルサービス政策委員会

ブロードバンド基盤WG

R4.7.1 初会合
R4.12.8 取りまとめ

WG取りまとめを踏まえた情通審答申を受けて、
R5.6.16に政省令改正を実施

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における 交付金・負担金の算定等に関するWG（構成員等）

（主査） 関口博正 神奈川大学 経営学部 教授

（主査代理） 相田 仁 東京大学 名誉教授

三友仁志 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授

大谷和子 株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長

春日教測 甲南大学 経済学部 教授

砂田 薫 国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員

高橋 賢 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授

長田三紀 情報通信消費者ネットワーク

（オブザーバ）

- ・全国知事会
- ・全国市長会
- ・全国町村会
- ・（一社）テレコムサービス協会
- ・（一社）電気通信事業者協会
- ・（一社）日本インターネットプロバイダー協会
- ・（一社）日本ケーブルテレビ連盟
- ・東日本電信電話（株）
- ・西日本電信電話（株）
- ・（株）NTTドコモ
- ・KDDI（株）
- ・ソフトバンク（株）
- ・（株）オプテージ

① 役務の継続提供期間の起算点

- ✓ 2月答申を踏まえ、法第107条第2号の第二種交付金の算定対象となる「担当支援区域」を画定するための役務継続提供期間「1年」の起算点を定めるもの 【施行規則第40条の6の3（改正）】

② 未整備地域等の区域指定の特例

- ✓ 未整備地域・公設地域の指定の要件から一たび外れた場合においても、一者提供を継続する等の一定の条件の下、引き続き未整備地域・公設地域の要件を満たすこととする特例
【施行規則第40条の8の3の2（新設）】

③ 大幅な赤字額の基準額

- ✓ 特別支援区域の指定要件の一つである「大幅な赤字額」の基準額を規定
【施行規則第40条の8の4の2（新設）】

※法：電気通信事業法 / 施行規則：電気通信事業法施行規則
※青字が新設又は改正する条文

第二種交付金の算定対象となる「担当支援区域」の範囲の画定 (法第107条第2号関係) — 役務の継続提供期間の起算点 —

【2月答申 4.(3) (ウ) 考え方】

役務の継続提供期間の要件については、事業撤退の蓋然性の高い支援区域において、二号基礎的役務の提供を安定的に確保するため、短期間で撤退するような事業者には支援をする必要性は乏しいこと、年度ごとに第二種交付金の額が認可されるものであることを踏まえ、二種適格事業者の指定の日から1年を超えることとすることが適当である。

改正案

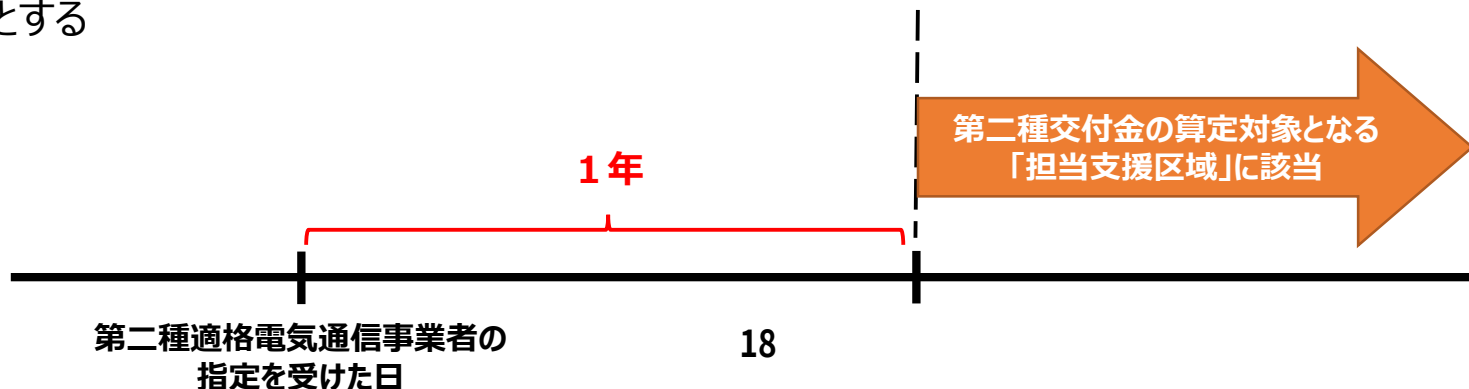
(第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間)

第四十条の六の三 法第一百七条第二号及び法第百十条の二第一項第二号の総務省令で定める期間は、それぞれ第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日から起算して一年とする。

- 2 法第百十条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定後最初に第二種交付金が交付される場合において、前項の法第一百七条第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」とあるのは、「法第百十条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者が当該指定を受けた日」とする。

【下線部分が改正部分】

- 第二種適格電気通信事業者に対して、初めて第二種交付金を交付するに際しては、交付金の算定対象となる「担当支援区域」の範囲に該当するための役務の継続提供期間は、**当該適格事業者に指定された日から起算して一年**とする



未整備地域等の区域指定の特例 (法第110条の2関係)

6

【ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方 情報通信審議会答申(令和6年3月28日) 3.(1)(ウ) 考え方】
また、未整備地域における民設民営での新規整備や公設設備の民間移行が行われた直後の「特別支援区域」(直近「未整備地域」又は「公設地域」であった区域)については、継続的なサービス提供を確保する観点からも、「区域指定初年度」以降も引き続き「特別支援区域」として第二種交付金の補填対象となる区域とすることが重要である。ただし、無条件に特別支援区域として指定され続けることは、第二種交付金の原資が最終的に国民に転嫁され得る観点から望ましくない。そのため、例えば、当該特別支援区域における第二号基礎的電気通信役務の費用が収益を上回らなくなった場合や世帯カバー率が50%を超える二者目の電気通信事業者が現れた場合には、翌年度の区域指定時に特別支援区域から外れるといったルールをあらかじめ総務省令等で明確化しておくことが、当該区域で役務を提供する第二種適格電気通信事業者の予見性を確保する観点から、重要である。

改正案

(特別支援区域の指定等に係る特例)

第四十条の八の三の二 総務大臣は、規模報告に係る単位区域が第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当しなくなつた場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件に該当すると認められる間は、次条に規定する方法により算定した額が零を上回り、かつ、法第百十条の二第一項第二号の要件に該当すると認められる限り、引き続きそれぞれ第四十条の八の五第二項第一号又は第二号に該当するものとみなして、前条の規定を適用するものとする。

- 一 第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなつたとき 当該単位区域において、一の電気通信事業者が第四十条の六の二第二項に規定する割合を超え、その状態で第四十条の八の五第二項第一号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。
- 二 第四十条の八の五第二項第二号に定める場合に該当しなくなつたとき 当該単位区域において設置される同号に定める電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から他の電気通信事業者に変更され、当該電気通信事業者が当該単位区域において同号に定める場合に該当しなくなつた日以後継続して第二号基礎的電気通信役務を提供していること。

【新設】

- 未整備地域の指定の要件から一たび外れた場合においても、世帯カバー率50%超で一者提供を継続している支援区域である場合に限り、引き続き未整備地域の指定の要件を満たすこととする特例を新設
- 公設地域の指定の要件から一たび外れた場合においても、電気通信回線設備を所有する者が地方公共団体から電気通信事業者に変更され、当該電気通信事業者が役務提供を継続している場合において、世帯カバー率50%超で1年を超えて役務提供を行う二者目が生じていない支援区域である場合に限り、引き続き公設地域の要件を満たすこととする特例を新設

(なお、法施行日である令和5年6月16日時点の状態に関する同様の特例を令和5年改正省令の附則改正で措置)

特別支援区域の指定(法第110条の2関係)

— 大幅な赤字額の設定 —

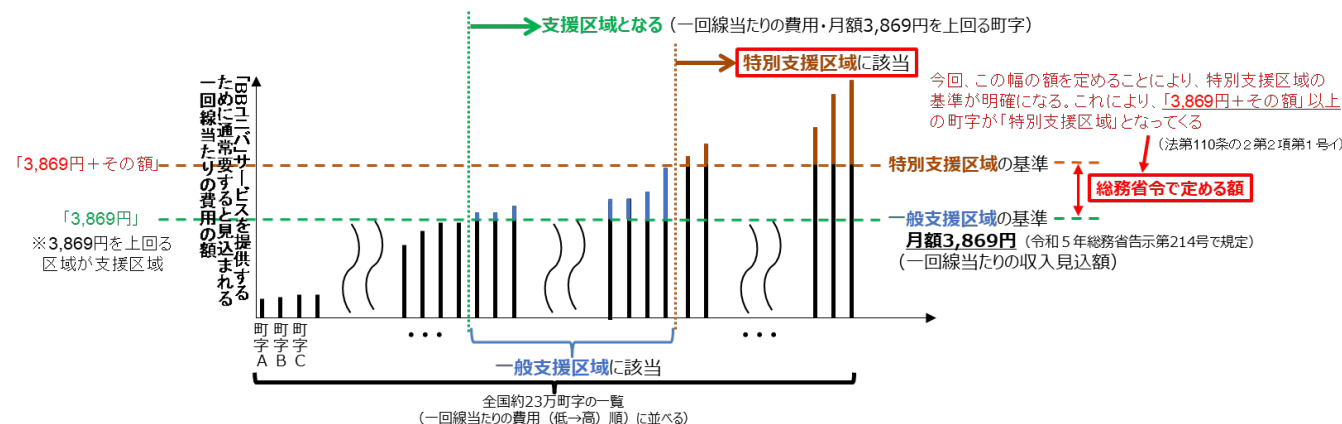
(第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定)

法第百十条の二 (略)

2 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、単位区域のうち次の各号のいずれにも該当するものを第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「特別支援区域」という。）として指定することができる。

一 (略)

イ 前項第一号の総務省令で定める方法により算定した額が零を上回る場合において、当該上回る額が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上であること。



改正案

(法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額)

第四十条の八の四の二 法第百十条の二第二項第一号イの総務省令で定める額は、一回線当たり月額11,790円（※）とする。

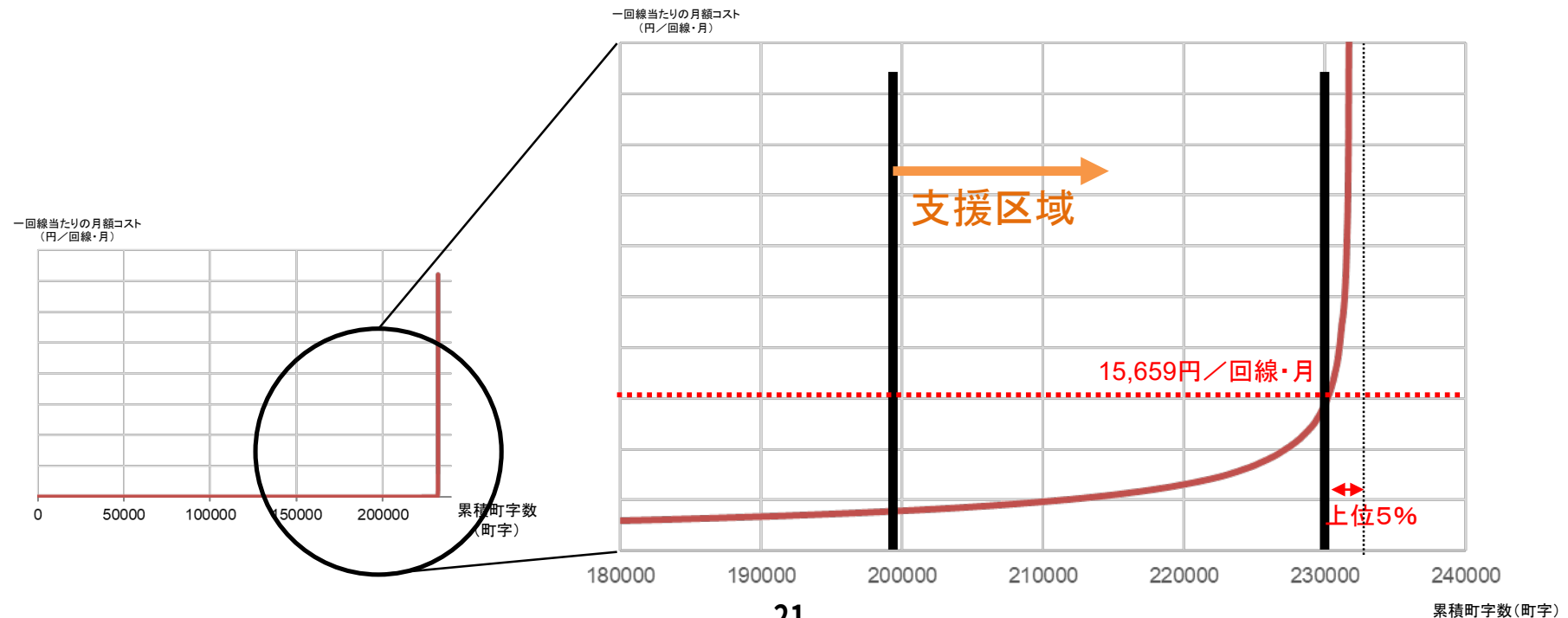
【新設】

※上記法第110条の2第2項第1号イは、「当該上回る額が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上」と規定しているため、総務省令で定める額は一回線当たりのコストから3,869円を減じた額を規定する必要がある（上図↔部分）。

【ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等の在り方 情報通信審議会答申(抜粋)】3. (1)(ウ) 考え方
「大幅な赤字額」の設定については、政策的見地から検討する一方で、電話ユニバ制度では、加入電話の基本料についてベンチマーク方式を採用し、「全国平均費用」を原則としつつ、現在当分の間の措置として「全国平均費用+標準偏差×2」との基準が設定されていることも考慮する必要がある。
現時点で具体的な町字別の一回線当たりのコストが判明しない状況ではあるが、電話ユニバ制度の安定的運用の現状を踏まえ、同じユニバーサルサービスの維持のための制度間における複雑さを回避する観点からも、電話ユニバ制度の考え方を参考に、原則「全国平均費用」をベースとしつつ、適切な規模の交付金によって補填されるようにする一方で、最終的に国民に負担が転嫁された場合にもその負担が過大なものとならないように配慮され、かつ、適切な見直しも可能な額を総務省令等の中で総務省が設定することが適当である。

特別支援区域の指定(法第110条の2関係) — 大幅な赤字額の設定 —

- ✓ 入力値の募集・精査を含め、総務省が現時点把握し得る情報を基に、町字ごとの一回線当たりのコストを試算
- ✓ 電話ユニバ制度では、一回線当たりの月額コストが【平均費用 + 標準偏差 × 2】を上回る地域が、全地域の「上位4.9%」に属しており、この地域（高コスト地域）を交付金の補填対象としている
- ✓ BBユニバ制度では、平均収入見込額（= 3,869円／回線・月）を超える一回線当たりのコストを要する町字（「支援区域」）は、試算上、約33,000町字であると見込む
- ✓ このうち（電話ユニバ制度を参考に）高コスト地域たる町字（上位5%）は1,661町字
- ✓ これに相当する一回線当たりの月額コストは15,659円となる
- ✓ これを踏まえ、「大幅な赤字額」（ $15,659 - 3,869 = 11,790$ 円）を設定することにした



(参考)BBユニバの提供に要するコスト算定の方法

- ✓ 実際費用による算定では、事業者固有の事情が含まれ、また未整備地域のコスト算定が不可能であるため、BBユニバ制度においては、**客観性を確保した、標準的な算定方法**が必要
- ✓ そこで、全国約23万町字の**町字ごとの一回線当たりのコスト**を算定する方法として、①**不採算地域（支援区域）**を特定するための**区域指定に関する標準判定式**、②**交付金算定に関する標準判定式**の2つを使用

①区域指定に関する標準判定式

算定対象設備

ネットワーク全体

費用範囲

設備の維持管理費用等

算定式

アクセス回線部門＋海底ケーブル部門
中継回線部門＋設備利用部門
ごとに算定式を確立して計算

算定結果

町字ごとの一回線当たりのコスト

②交付金算定に関する標準判定式

アクセス回線設備
(最寄りの収容局～利用者宅)
海底ケーブル等

設備の維持管理費用等

アクセス回線部門＋海底ケーブル部門
＋設備利用部門
ごとに算定式を確立して計算

町字ごとの一回線当たりのコスト

≠



←町字ごとの世帯カバー率・
公設地域等の情報(毎年
6月末までの事業者報告)



用途

支援区域の指定
(一般支援区域又は特別支援区域)

交付金額の算定

